

危機管理監料	No. 2
--------	-------

令和8年2月16日
課名 危機管理監料
担当者 課長 松岡
内線 2783

広島県国民保護計画の変更について

1 要旨

組織改編に伴う機関名等の変更を踏まえ、広島県国民保護計画を変更した。

2 現状・背景

国民保護計画を変更した場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、議会に報告することとされている。

3 変更内容

産業政策審議官の新設など、組織改編に伴う機関名等の変更

4 変更年月日

令和8年1月31日

広島県国民保護計画変更 新旧対照表（令和8年1月変更）

変更箇所	新	旧	変更理由																								
P. 9 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 関係機関の事務又は業務の大綱	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td><td> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略 </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国管区警察局</td><td> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略 </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略	組織改編に伴う変更																
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 略																										
P. 9 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 関係機関の事務又は業務の大綱	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>県に關係する指定公共機関</th><th>指定地方公共機関</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>病院その他 の医療 機関</td><td>・国立病院機構</td><td> • 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・広島県済生会 • 広島県医師会 </td><td>1 医療の確保 略 </td></tr> </tbody> </table>	区分	県に關係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱				略	病院その他 の医療 機関	・国立病院機構	• 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・広島県済生会 • 広島県医師会	1 医療の確保 略	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>県に關係する指定公共機関</th><th>指定地方公共機関</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>病院その他 の医療 機関</td><td>・国立病院機構</td><td> • 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・済生会吳病院 • 広島県医師会 </td><td>1 医療の確保 略 </td></tr> </tbody> </table>	区分	県に關係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱				略	病院その他 の医療 機関	・国立病院機構	• 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・済生会吳病院 • 広島県医師会	1 医療の確保 略	表現の適正化
区分	県に關係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱																								
			略																								
病院その他 の医療 機関	・国立病院機構	• 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・広島県済生会 • 広島県医師会	1 医療の確保 略																								
区分	県に關係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱																								
			略																								
病院その他 の医療 機関	・国立病院機構	• 広島県厚生農業協同 組合連合会 ・済生会吳病院 • 広島県医師会	1 医療の確保 略																								
P. 23 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備	<p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局部名</th><th>平素の業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>上下水道部</td><td>1 流域下水道施設の運営・保全対策に関すること (削除)</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	局部名	平素の業務		略	上下水道部	1 流域下水道施設の運営・保全対策に関すること (削除)		略	<p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局部名</th><th>平素の業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td>病院事業局</td><td>1 県立病院の医療供給体制の整備に関すること 略</td></tr> </tbody> </table>	局部名	平素の業務		略		(新規)	病院事業局	1 県立病院の医療供給体制の整備に関すること 略	組織改編に伴う変更								
局部名	平素の業務																										
	略																										
上下水道部	1 流域下水道施設の運営・保全対策に関すること (削除)																										
	略																										
局部名	平素の業務																										
	略																										
	(新規)																										
病院事業局	1 県立病院の医療供給体制の整備に関すること 略																										
P30 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3 通信の確保	<p>(3) 県警察における通信の確保</p> <p>県警察は、中国四国管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。</p>	<p>(3) 県警察における通信の確保</p> <p>県警察は、中国管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。</p>	組織改編に伴う変更																								

変更箇所	新	旧	変更理由
P.49 第2編 平素からの備えや予防 第4章 物資・資材の備蓄、整備及び点検 3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	(2) ライフライン施設の代替性の確保 県が管理する <u>流域下水道事業</u> のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散等による代替性の確保に努める。	(2) ライフライン施設の代替性の確保 県が管理する <u>上下水道や工業用水道</u> のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散等による代替性の確保に努める。	水道用水供給事業と、工業用水道事業は、R5年度から水道企業団に移管したため削除。 現在、県は流域下水道事業のみ所管している。

変更箇所	新	旧	変更理由
P.57 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 1 県対策本部の設置 (3) 県対策本部の組織構成	<p>The diagram illustrates the new organizational structure of the County Emergency Response Headquarters. It features a central 'Headquarters Meeting' (本部会議) at the top, which oversees the 'Headquarters Staff' (本部員). Below this are three main functional areas: 'Administrative Bureau' (事務局), 'Implementation Department' (実施部), and 'Branch Office' (支部). The 'Administrative Bureau' contains a 'Crisis Management Division' (危機管理課) and a 'General Affairs Division' (総務課). The 'Implementation Department' includes 'Regional Policy Bureau' (地域政策局), 'Health and Welfare Bureau' (健康福祉局), 'Agriculture, Forestry, and Fisheries Bureau' (農林水産局), 'Construction Bureau' (土木建築局), 'Urban Construction Bureau' (都市建築局), and 'Education and Sports Bureau' (上下水道部). The 'Branch Office' is shown at the bottom. A dashed box labeled 'Local Emergency Response Headquarters' (現地対策本部) is connected to the Implementation Department. Several departments in the 'Administrative Bureau' and 'Implementation Department' have red 'X' marks over their names, indicating they are being removed. Red text also highlights the 'Policy Review Committee' (産業政策審議官) and the 'Hospital Business Management Officer' (病院事業管理官).</p>	<p>The diagram illustrates the previous organizational structure of the County Emergency Response Headquarters. It follows a similar hierarchical and functional layout to the new structure, with 'Headquarters Meeting' (本部会議) at the top, followed by 'Headquarters Staff' (本部員). The 'Administrative Bureau' (事務局) and 'Implementation Department' (実施部) are present, along with the 'Branch Office' (支部) at the bottom. A dashed box labeled 'Local Emergency Response Headquarters' (現地対策本部) is connected to the Implementation Department. The 'Administrative Bureau' and 'Implementation Department' sections are identical to the new structure, except for the absence of the red 'X' marks and the lack of the 'Policy Review Committee' (産業政策審議官) and 'Hospital Business Management Officer' (病院事業管理官).</p>	組織改編に伴う 変更

変更箇所	新	旧	変更理由
P.131 第4編 復旧等 第1章 応急の復旧 2 ライフライン施設の応急の復旧	<p>(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援</p> <p><u>下水道</u>、ガス等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。</p>	<p>(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援</p> <p><u>上下水道</u>、ガス等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。</p>	県が管理していた上水道（水道用水供給事業）は、R5年度から水道企業団に移管したため。

広島県国民保護計画

～武力攻撃事態やテロ等に備え

県民の安全を願って～

令和8年1月変更
(平成18年1月策定)

広 島 県

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画に定める事項、構成等	1
1 県の責務及び県国民保護計画に定める事項	1
2 県国民保護計画の構成	1
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 県国民保護計画の推進	2
5 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 用語の解説	2 3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
1 関係機関の事務又は業務の大綱	8
2 関係機関の連絡先	10
第4章 県の地理的、社会的特徴	11
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	18
1 武力攻撃事態	18
2 緊急対処事態	19
第2編 平素からの備えや予防	21
第1章 組織・体制の整備等	21
第1 県における組織・体制の整備	21
1 県の各局部における平素の業務	21
2 県職員の参集基準等	23
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	24
4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	25
第2 関係機関との連携体制の整備	25
1 基本的考え方	25
2 国の機関との連携	26
3 他の都道府県との連携	26
4 市町との連携	27
5 指定公共機関等との連携	28
6 ボランティア団体等に対する支援	28
第3 通信の確保	29
第4 情報収集・提供等の体制整備	31
1 基本的考え方	31
2 警報等の通知に必要な準備	31
3 市町における警報の伝達に必要な準備	32

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 2
5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 7
6 被災情報の収集・報告に必要な準備	3 7
7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	3 8
第5 研修及び訓練	3 9
1 研修	3 9
2 訓練	3 9
3 市町における研修及び訓練	4 0
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	4 1
1 避難に関する基本的事項	4 1
2 救援に関する基本的事項	4 1
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 2
4 交通の確保に関する体制等の整備	4 2
5 避難施設の指定	4 3
6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え	4 4
第3章 生活関連等施設の把握等	4 5
第1 生活関連等施設の把握等	4 5
1 生活関連等施設の把握	4 5
2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 6
3 市町における平素からの備え	4 6
第2 県が管理する公共施設等における警戒	4 7
第4章 物資・資材の備蓄、整備及び点検	4 8
1 基本的考え方	4 8
2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	4 8
3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 9
4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	4 9
第5章 国民保護に関する啓発	5 0
1 国民保護措置に関する啓発	5 0
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	5 0
3 市町における国民保護に関する啓発	5 1
第3編 武力攻撃事態等への対処	5 2
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 2
1 情報収集・連絡体制の整備と国民保護担当室の設置	5 2
2 広島県国民保護対策連絡室の設置及び初動措置	5 2
3 県対策本部に移行する場合の調整	5 4
4 市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 4
第2章 県対策本部の設置等	5 5
1 県対策本部の設置	5 5
2 通信の確保	6 0

第3章 関係機関相互の連携	61
1 国の対策本部等との連携	61
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	61
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	62
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	62
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	63
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	63
7 県の行う応援等	64
8 ボランティア団体等に対する支援等	65
9 住民への協力要請	65
第4章 警報及び避難の指示等	66
第1 警報の通知及び伝達	66
1 警報の通知等	66
2 市町長の警報伝達の基準	67
3 緊急通報の発令	68
第2 避難の指示等	70
1 避難措置の指示	70
2 避難の指示	71
3 県による避難住民の誘導の支援等	78
4 避難実施要領	82
5 避難所等における安全確保等	85
第5章 避難住民等の救援	86
1 救援の実施	86
2 関係機関との連携	87
3 救援の内容	87
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	90
5 救援の際の物資の売渡し要請等	91
6 広島市による救援の実施	92
第6章 安否情報の収集・提供	93
1 安否情報の収集	94
2 総務大臣に対する報告	94
3 安否情報の照会に対する回答	98
4 日本赤十字社に対する協力	102
5 市町による安否情報の収集及び提供の基準	102
第7章 武力攻撃災害への対処	103
第1 生活関連等施設の安全確保等	103
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	103
2 武力攻撃災害の兆候の通報	103
3 生活関連等施設の安全確保	104
4 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	106

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	107
第2章 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	108
1 武力攻撃原子力災害への対処	108
2 N B C攻撃による災害への対処	108
第3章 応急措置等	111
1 退避の指示	111
2 知事、市町長の事前措置	111
3 警戒区域の設定	112
4 応急公用負担等	112
5 消防に関する措置等	113
第8章 被災情報の収集及び報告	116
第9章 保健衛生の確保その他の措置	118
1 保健衛生の確保	118
2 廃棄物の処理	118
3 文化財の保護	119
第10章 国民生活の安定に関する措置	121
1 生活関連物資等の価格安定	121
2 避難住民等の生活安定等	122
3 生活基盤等の確保	123
第11章 交通規制	124
第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	126
第4編 復旧等	131
第1章 応急の復旧	131
1 基本的考え方	131
2 ライフライン施設の応急の復旧	131
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	132
第2章 武力攻撃災害の復旧	133
1 基本的考え方	133
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	134
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	134
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	134
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	134
4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	135
第5編 緊急対処事態への対処	136
1 緊急対処事態	136
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	136

第1編 総論

第1章 県の責務、計画に定める事項、構成等

広島県（知事及びその他の執行機関をいう。以下「県」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画に定める事項

（1）県の責務

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

（2）県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定した基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされており、県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行うものとする。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

4 県国民保護計画の推進

この計画を実効性のあるものとするため、第2編の平素からの備えや予防に掲げる取組などについては、適時、適切に現状を把握し、計画の円滑な推進に努めるものとする。

5 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

用語の解説

50音順

【N B C攻撃】

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

【生活関連等施設】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、様々なニーズに対応した対策が求められるところから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、県内に居住又は滞在している外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは、主としてジュネーヴ諸条約のことを指す。この条約は1949年に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約で構成されている。日本は1953年4月に加入している。また、従来のジュネーヴ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が1977年に作成され、日本は2004年8月に加入している。

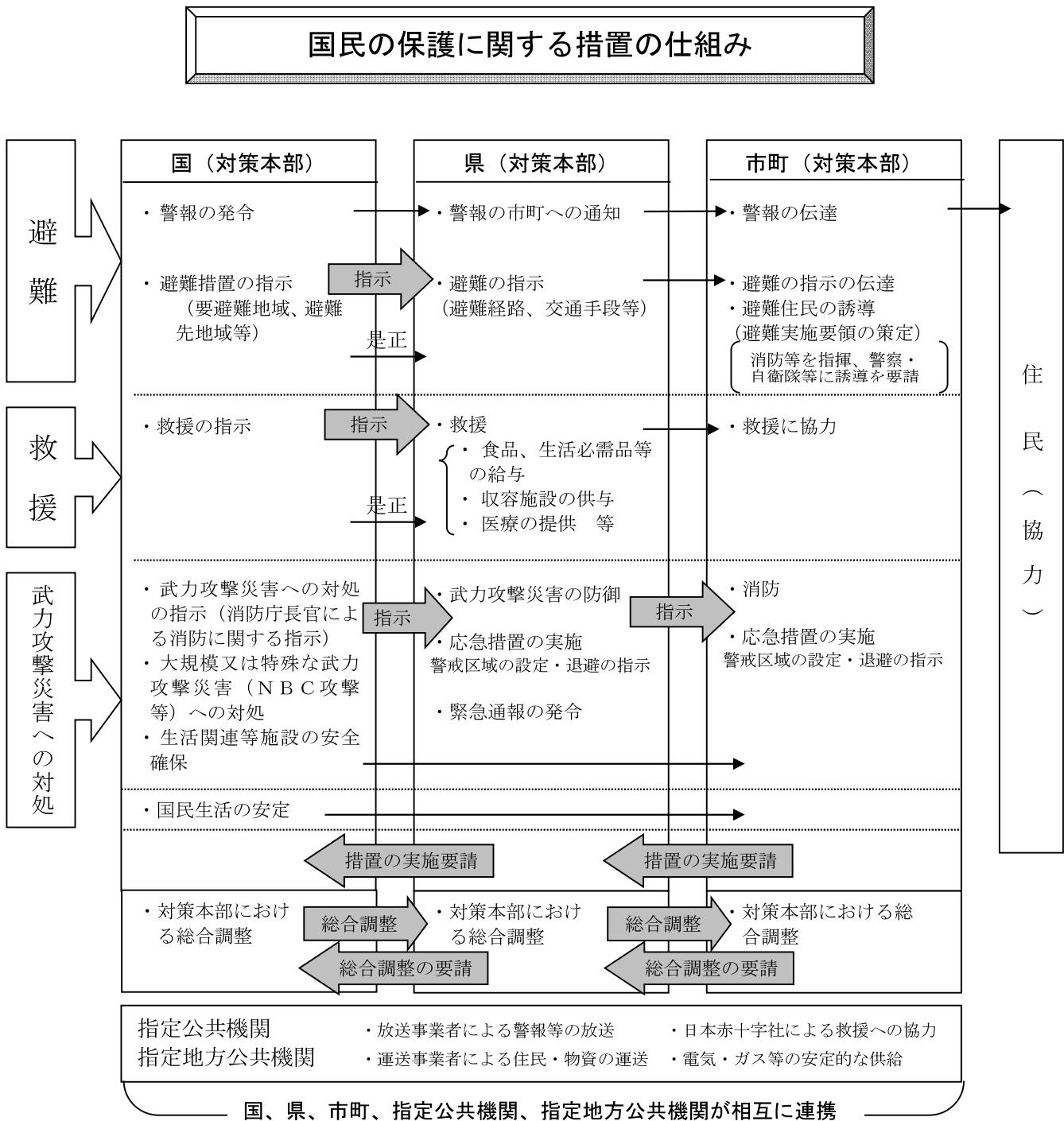
(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 広島県国民保護対策本部（以下、「県対策本部」という。）及び広島県緊急対処事態対策本部（以下、「県緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 市町国民保護対策本部（以下、「市町対策本部」という。）及び市町緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 <p>※ 広島市は政令指定都市であるため、国民保護法第184条の規定に基づき、県が実施する国民保護措置のうち、救援（市町への事務の委任及び指定地方公共機関に対する運送の指示等を除く）、避難施設の指定等、赤十字標章等の交付並びに医療関係者に対する実費弁償及び損害補償の業務を行う。</p>

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための資金の融資 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 応急用食料の調達・供給 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 開発保全航路等の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整
中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局広島空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
神戸航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区分	県に関する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
放送事業者	・日本放送協会広島拠点放送局	・中国放送 ・広島テレビ放送 ・広島ホームテレビ ・テレビ新広島 ・広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・中国ジェイアールバス ・日本航空株式会社 ・全日本空輸 ・日本貨物鉄道 ・西日本旅客鉄道 ・佐川急便 ・西濃運輸 ・日本通運 ・福山通運 ・ヤマト運輸	・広島県旅客船協会 ・広島電鉄 ・広島バス ・広交観光 ・広島交通 ・中国バス ・鞆鉄道 ・備北交通 ・芸陽バス ・広島県バス協会 ・広島高速交通 ・井原鉄道 ・広島県内航海運組合 ・広島県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	・西日本電信電話 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ ・KDDI ・ソフトバンク ・NTT ドコモ		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	・中国電力、中国電力ネットワーク ・電源開発		1 電気の安定的な供給
ガス事業者		・広島ガス ・福山瓦斯 ・広島県LPGガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	・国立病院機構	・広島県厚生農業協同組合連合会 ・広島県済生会 ・広島県医師会	1 医療の確保
道路の管理者	・西日本高速道路 ・本州四国連絡高速道路	・広島県道路公社 ・広島高速道路公社	1 道路の管理
その他	・日本郵便株式会社		1 郵便の確保
	・日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	・日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

指定行政機関等、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県地方機関、市町機関（教育委員会を含む。）、消防機関などの関係機関の連絡先は、資料として保有するものとする。

第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形の状況

広島県は、東西約130km、南北約120kmに及び、東は岡山県、西は山口県、北は島根県及び鳥取県と接し、南は瀬戸内海に面している。

北部は、県内最高峰の恐羅漢山（1,346m）をはじめ、高度1,000～1,300メートル付近に脊梁山地を形成し、その南側は400～600メートルの高さで吉備高原面が広く分布している。

南部は、高度 200 メートル以下に低い丘陵や山麓緩斜面が分布し、海岸線は屈曲に富んでいる。また、県内の全島しょ数は 138（有人島 33※、無人島 105）と多く、有人島のうち、本土と陸続きとなっていない島は 18※となっている。

※仙酔島（定住者はいないが、宿泊施設があり、従業員や客等常時滞在者がいる。）を含む。

道路網 (計画・未整備分を含む)



(2) 道路網の状況

本県の道路網は、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、東西方向には県北部に中国縦貫自動車道、県南部には山陽自動車道（広島岩国道路を含む。）が整備され、南北方向には県西部に広島市と島根県浜田市を結ぶ中国横断自動車道広島浜田線及び東広島市と呉市を結ぶ東広島・呉自動車道、県東部に尾道市と島根県松江市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）及び尾道市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が整備され、井桁状の高速道路ネットワークが形成されている。また、山陽自動車道と平行して、一般国道2号が東西の主要幹線を形成し、広島市と松江市を結ぶ一般国道54号が南北の主要幹線を形成している。

これら幹線道路の結節点となる都市としては、広島市、福山市、三次市などが挙げられ、いずれの都市も交通の要衝となっている。

さらに、一般国道29路線を主軸として、主要地方道87路線、一般県道301路線、市町道63,276路線をもって道路網を形成している（令和4年4月1日時点）。

(3) 鉄道、空港、港湾の状況

ア 鉄道は、関西、九州を結ぶ主要幹線として山陽本線及び山陽新幹線が東西に走り、南北の連絡としては、広島市と三次市を芸備線が結び、福山市と三次市を福塩線が結んでいる。さらに芸備線は岡山県北西部へ連絡し、芸備線と接続している木次線が島根県へ連絡している。

また、沿岸部に呉線、広島市から市内北部へ可部線、県東部に井原鉄道が走っており、各地域を連絡している。

乗降客や貨物の発着が多い駅は、次のとおりである。

J R 主要駅運輸実績（令和5年度）

（単位：人）

駅	乗車人員
広島	52,433
福山	14,811
横川	13,586
呉	8,133
向洋	8,413
五日市	10,764

（単位：t）

駅	貨物	
	発送	到着
広島	607	920
福山	537	626
大竹	334	133

※第68回広島県統計年鑑（令和5年版）による

イ 空港は、広島空港が三原市本郷町にある。3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000m²の旅客ターミナルビル、3,900m²の貨物ターミナル施設を備えた中国・四国地方最大級の空港である。また、広島ヘリポートが広島市西区にあり、14のスポットを有している。

ウ 港湾は、44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。国際拠点港湾及び重要港湾の概要は次のとおり。

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

港 湾 名	港格	所在地	管理者	岸壁	
広 島 港	国際拠点	広 島 市 廿日市市 海 田 町 坂 町	県	-14.0m	1 バース
				-12.0m	1 バース
				-11.0m	1 バース
				-10.0m	7 バース
				-7.5m	12 バース
				-7.5m未満	2,725m
福 山 港	重要	福 山 市	〃	-10.0m	2 バース
				-7.5m	4 バース
				-7.5m未満	1,590m
尾道糸崎港	〃	尾 道 市 三 原 市 福 山 市	〃	-10.0m	2 バース
				-8.5m	1 バース
				-7.5m	5 バース
				-7.5m未満	1,041m
呉 港	〃	呉 市	呉 市	-10.0m	2 バース
				-7.5m	4 バース
				-7.5m未満	1,822m

（4）自衛隊施設等の状況

自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊第 13 旅団が海田町に所在し、海上自衛隊は呉地方総監部、第 1 潜水隊群司令部、第 4 護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が呉市に、また幹部候補生学校及び第 1 術科学校が江田島市に所在している。

米軍の施設は、秋月弾薬庫が江田島市、川上弾薬庫が東広島市、広弾薬庫、灰ヶ峰通信施設及び呉第六突堤が呉市に所在している。

（5）石油コンビナート施設の状況

石油コンビナート等特別防災区域には、県内では、福山市、江田島市及び大竹市の一部が指定されている。隣県においては、岡山県で倉敷市及び笠岡市の一部、山口県では和木町、岩国市、下松市、周南市、宇部市、山陽小野田市及び下関市の一部が指定されている。

（6）原子力発電所の状況

本県に原子力発電所は所在しないが、島根県松江市鹿島町对中国電力島根原子力発電所が立地している（県境まで約 51km、三次市まで約 83km、広島市まで約 140km）。また、愛媛県伊方町には、四国電力伊方発電所が立地している（県境まで約 60 km、呉市まで約 86 km、広島市まで約 100 km）。

自衛隊施設等

【自衛隊施設】

- ① 陸上自衛隊中部方面隊第13旅団司令部
 - ② 海上自衛隊呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部、練習艦隊司令部
 - ③ 幹部候補生学校、第1術科学校

【米軍施設】

- ④ 秋月弾薬庫 ⑤ 川上弾薬庫 ⑥ 広弾薬庫 ⑦ 灰ヶ峰通信施設 ⑧ 呉第六突堤

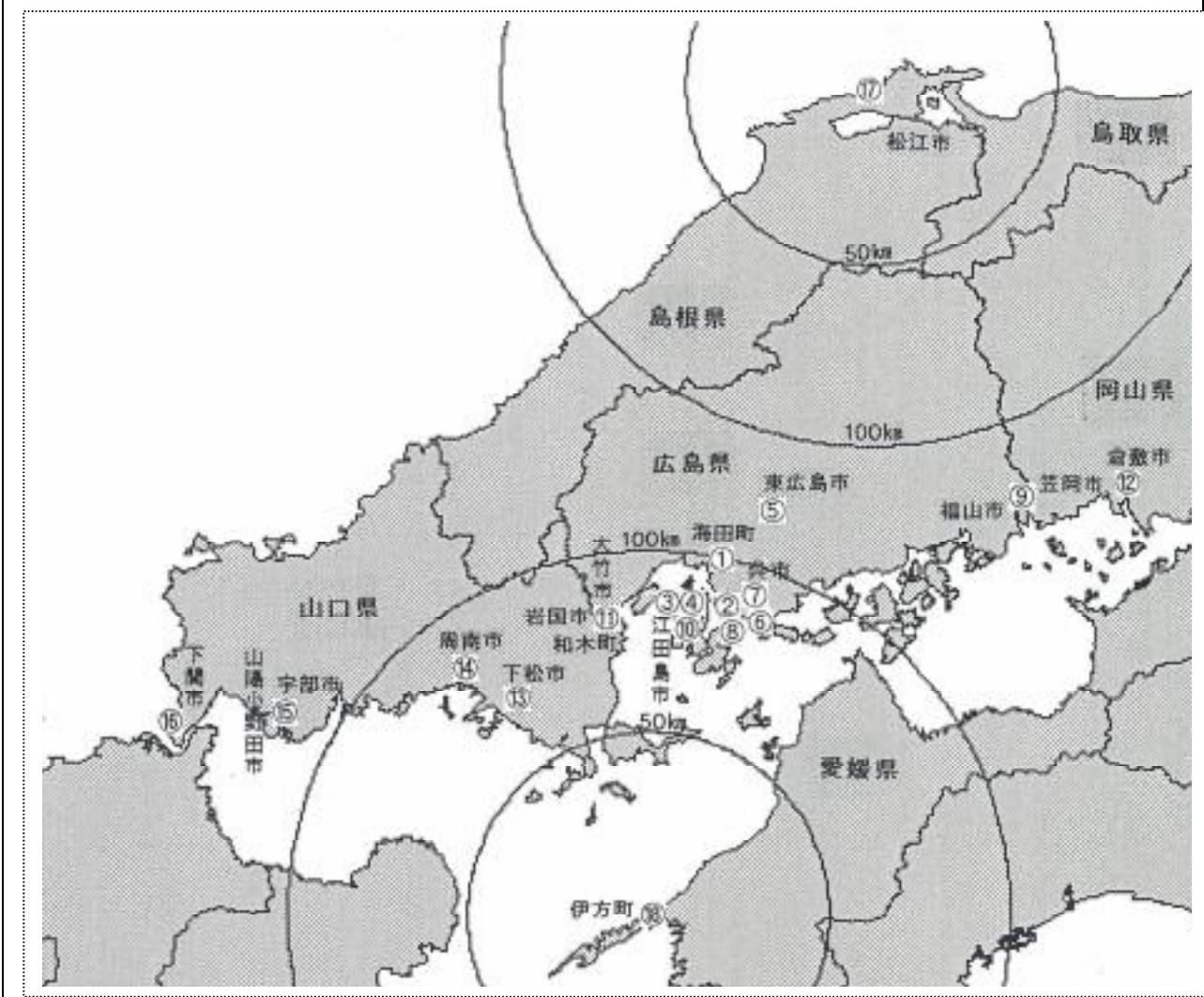
【石油コンビナート等特別防災区域】

- ⑨ 福山・笠岡地区 ⑩ 江田島地区、能美地区 ⑪ 岩国・大竹地区 ⑫ 水島臨海地区
⑬ 下松地区 ⑭ 徳山・新南陽地区 ⑮ 宇部・小野田地区 ⑯ 六連島地区

【原子力発電所】

- ⑯ 中国電力島根原子力発電所 ⑰ 四国電力伊方原子力発電所

※ 図の中の円は、原子力発電所からの距離を示す。



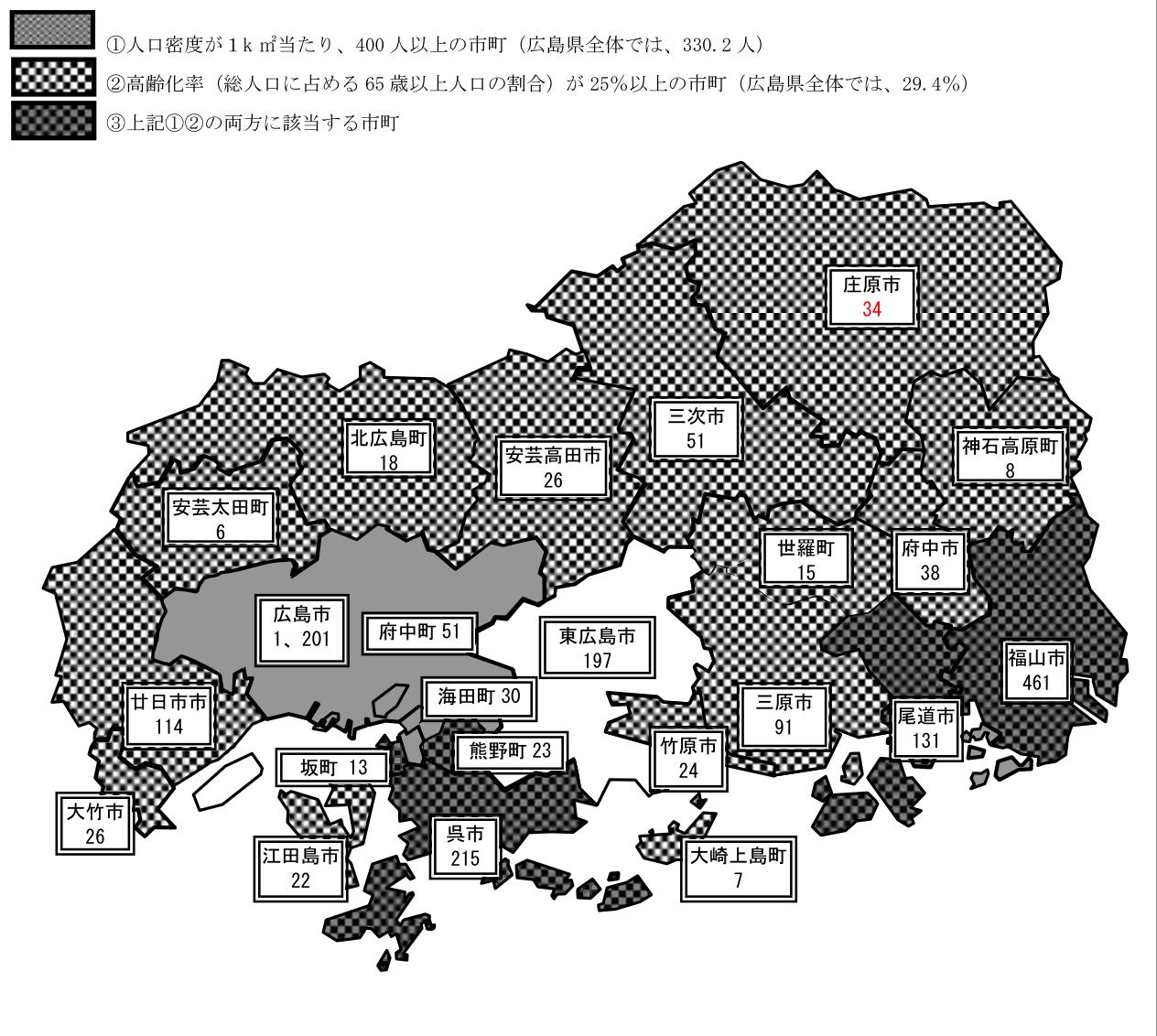
(7) 人口分布の状況

本県の人口は、令和2年10月1日現在2,799,702人で、人口密度は、1平方キロメートル当たり330.2人となっている。

人口を市町別にみると、最も多いのは広島市の1,200,754人で、県人口の約42%を占めている。一方、中山間部の市町（府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町）の総面積は県全体の52%であるが、人口の県全体に占める割合は約7%となっている。

人口を年齢別にみると、すべての市町で65歳以上の人口が14歳以下の人口を上回っており、高齢化が進んでいる。特に山間部、島しょ部において総人口に対する65歳以上の人口の割合が高くなっている。

人口分布状況（単位：千人）



(8) 気候

本県の気候はおおむね温暖といえるが、気温・降水量とも南部と北部ではかなりの差異がある。

気温の年平均は南部の沿岸部では16°C前後、北部の中国山地では約10°Cとなっている。1月の平均気温は低いところで-0.5°C、高いところでは6.6°Cであり、8月の平均気温は低いところで23.1°C、高いところで28.5°Cとなっており、1月、8月とも地域による差が大きい。

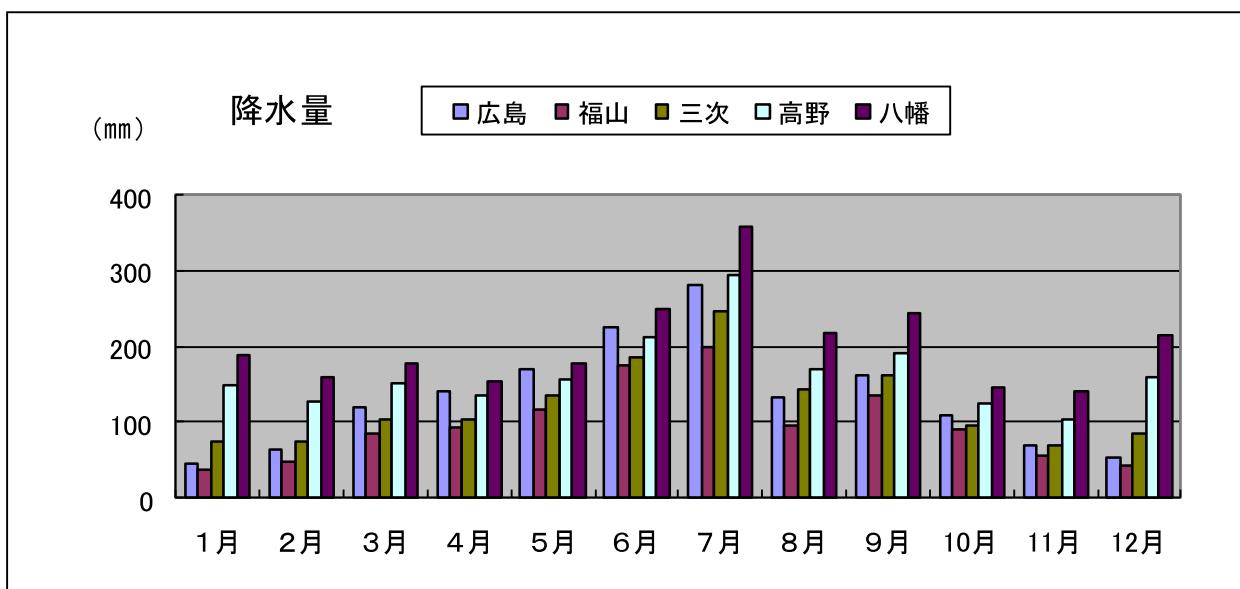
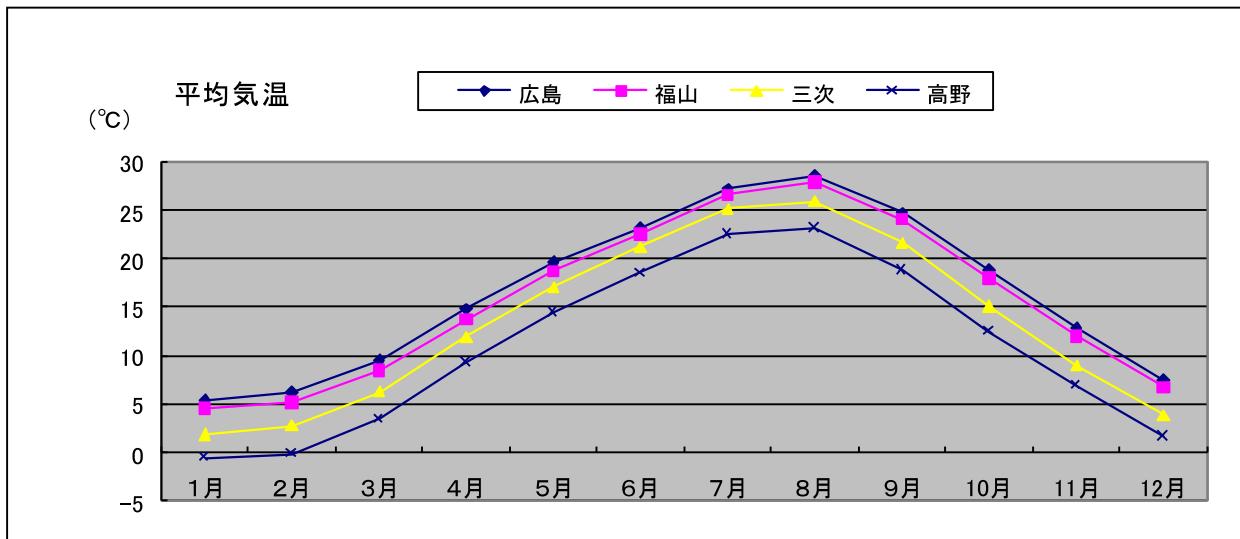
年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く2,400~2,500ミリであるが、南東部に向かって次第に少くなり、東部の沿岸部や島しょ部では1,200ミリ前後となっている。北部では、冬季積雪が1mを超すところもある。

気象観測所等（気象情報等に表記する名称）	年間平均気温（°C）	年間平均降水量（mm）
広島（広島市中区）	16.5	1,572.2
福山（福山市松永町）	15.7	1,171.7
三次（三次市三次町）	13.5	1,467.0
高野（庄原市高野町）	10.9	1,969.4
八幡（北広島町八幡）	—	2,424.6

※ 1991年～2020年の30年間の平均。広島地方気象台のデータによる。

【県内の気象観測所等】





また、北部は積雪量が多く、高野及び八幡の最深積雪量は次のとおり。

※ 1991～2020年の30年間の平均。広島地方気象台のデータによる。

